# アイリスプラン

# 日常事故補償コース

# 傷害総合保険特約

<保険期間の初日が2026年3月1日からのご契約>

●「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

# 介護保険金対象外特約

当会社は、	この特約により、	普通保険約款第2章傷害条項第8条	(介護保険金の支払)	の規定
により支払れ	つれる介護保険金を	:支払いません。		

# 被害事故対象外特約

当会社は、	この特約により、	普通保険約款第3章被害事故補償条項の規定により支払われる例	呆
険金を支払い	ません。		

# 手術保険金倍率変更特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (4) 当会社は、被保険者が病院または診療所において、第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術(注3)にかぎります。
  - ① 入院中(注4)に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 20 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

]

# 重大手術保険金倍率変更特約

# 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

この利力には、これの利用の意味は、人のた我によりより。		
用語	定義	
重大手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として 列挙されている診療行為のうち、次の①から④までのいずれかに該当するもの をいいます。	
	① 開頭手術(鐣頭術を含みます。)	
	② 開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)	
	③ 四肢切断術(手指・足指を除きます。)	
	④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓(それぞれ、人工	
	臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植	
	に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりま	
	す。	

# 第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)の手術保険金を支払う場合で、その手術が重大手術に該当するとき(注)は、同条項第6条(4)および同条項第6条(注3)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術にかぎります。

入院保険金日額 × 40 = 手術保険金の額

- (2) 当会社は、(1)の手術保険金を支払う場合は、普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)および同条項第6条(注3)に規定する手術保険金は支払いません。
- (注) その手術が重大手術に該当するとき

1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのいずれかの手術が重大手術に該当するときをいいます。

# 第3条(手術保険金倍率変更特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に手術保険金倍率変更特約が付帯されており、かつ、普通保 険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)の手術保険金を支払 う場合で、その手術が重大手術に該当するとき(注)は、前条の規定にかかわらず、前条(1)ま たは手術保険金倍率変更特約の規定のいずれか高い額を手術保険金として支払います。ただし、 1事故に基づく傷害について、1回の手術にかぎります。
- (2) 当会社は、(1)の規定により前条(1)の手術保険金を支払う場合は、普通保険約款第2章傷害 条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(4)および同条項第6条(注3)に規定する手 術保険金は支払いません。
- (注) その手術が重大手術に該当するとき 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのいずれかの手術が重大手

術に該当するときをいいます。

# 第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規 定を準用します。

# 後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)

当会社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表2の第7級に掲げる保 険金支払割合を乗じた額以上の額(注)が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約 款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

# (注) 保険金支払割合を乗じた額以上の額

この額の算出には、普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)(6)の規定は適用しません。

# 入院保険金支払限度日数変更特約

# 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払限度日	普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険
数	金の支払) に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいま
	す。

# 第2条(入院保険金支払限度日数の変更)

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)の規定にかかわらず、入院保険金支払限度日数は保険証券記載の入院保険金支払限度日数とします。

# 第3条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第20条(保険金の請求)(1)の①のウ.の規定中「入院保険金の支払われる日数が1,000日に達した時」とあるのは「入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に達した時」と読み替えて適用します。

# 個人賠償責任補償特約

# 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	ひゃて、火の川田の心外は、てもでもがのた致によりより。
用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理
	的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。
	(注) 情報の流布
	特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフ
行する陸上	ト、ガイドウェイバス(注)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴ
の乗用具	ーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティ
2 2/4/142	ーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。
	(注) ガイドウェイバス
	、
	ドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取
	り扱います。
ゴルフ場敷	
,,,,,,	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地
地内	(注)をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用さ
	れる部分を除きます。
	(注) 連続した土地
	公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続し
	た土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、
	特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権
	を含みません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額を
	いいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注 1)または被保険者が所有する被保険者以
	外の居住の用に供される住宅(注 1)をいい、住宅敷地内(注 2)の動産および不動産
	を含みます。
	(注1) 居住の用に供される住宅
	別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
	(注2) 住宅敷地内
	・
	3)で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。
	(注3) 連続した土地
	公前のアピーは   公前
	した土地とみなします。
	被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被
Хишин	保険者が管理するものをいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである
約等	第2米(保険金と文仏)場合)の主命よたは、命に対して文仏真性が同じてめる   他の保険契約または共済契約をいいます。
* ' '	他の保険契約または共済契約をいいます。   第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金をいいます。
保険金 木	
本人	普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する被保険者をい

	います。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

# 第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故(注1)による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取(注2)または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活(注3)に起因する偶然な事故
- (注1) 次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故 以下この特約において「事故」といいます。
- (注2) 盗取 財物が受託品の場合にかぎります。
- (注3) 日常生活 住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。

# 第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変また は暴動(注2)
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性 その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合 は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
  - ② 第5条(被保険者の範囲)に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償 責任
  - ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
  - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産(注5)の所有、使用または 管理に起因する損害賠償責任
  - (7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - ⑨ 航空機、船舶および車両(注6)または銃器(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払

いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注6) 船舶および車両

次の①から④までのいずれかに該当するものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用の車(注8)および歩行補助車で、原動機を用いるもの
- ④ 移動用小型車および遠隔操作型小型車
- (注7) 銃器

空気銃を除きます。

(注8) 身体障害者用の車

身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障害者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

# 第4条(保険金を支払わない場合-その2)

- (1) 当会社は、次の①から⑯までのいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 自動車(注1)、原動機付自転車、船舶(注2)、航空機(注3)、雪上オートバイ、ゴーカート およびこれらの付属品(注4)
  - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品(注4)
  - ③ 動物、植物等の生物
  - ④ 稿本、設計書、図案、証書(注5)、帳簿その他これらに類する物
  - ⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書(注6)、手形その他の有価証券その他これらに類する物
  - ⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、その他これらに類する物
  - ⑦ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
  - ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
  - ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
  - ⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
  - ① 所持することが日本国の法令に違反する物
  - ② 不動産(注7)
  - ③ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
  - ④ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具山岳登はん(注8)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注9)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な

#### 運動

- ⑤ 受託した地および時における受託品の価額が1個もしくは1組または1対(注10)で100万円を超える物(注11)
- 16 その他下欄記載の物
  - ・移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事 務機器およびこれらの付属品
  - ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサング ラス
  - ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
  - ・漁具
- (2) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由 によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
  - ③ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア. またはイ. のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。
    - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
    - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
  - ④ 自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
  - ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、受託品の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故
  - ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
  - ⑦ 受託品の置き忘れ(注12)または紛失(注13)
  - ⑧ 詐欺または横領
- (3) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
  - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(注14)
  - ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の 用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任
- (注1) 自動車

被けん引車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

- (注2) 船舶 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 航空機 飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(注9)、ジャイロプレーン をいいます。
- (注4) 付属品 実際に定着(注 15)または装備(注 16)されているか否かを問わず、定着(注 15)または装備(注 16)することを前提に設計、製造されたものをいいます。
- (注5) 証書

公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。なお、旅券および運転免許証を含みます。

(注6) 預貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注7) 不動産

畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

(注8) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(注17)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注9) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注10) 1個もしくは1組または1対 付属品(注4)を含みます。

(注11) 1個もしくは1組または1対(注10)で100万円を超える物 ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注12) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注13) 置き忘れ(注12)または紛失 置き忘れ(注12)または紛失後の盗難を含みます。

(注14) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

(注15) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注16) 装備

備品として備え付けられている状態をいいます。

(注17) ロッククライミング フリークライミングを含みます。

# 第5条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者をいいます。
  - ① 本人
  - ② 本人の配偶者
  - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
  - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
  - ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない 本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者 (注1)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
  - ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者 本人の親族にかぎります。
- (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 責任無能力者の親族にかぎります。

# 第6条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
- ② 第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、被保険者が第8条 (事故の発生)(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および同条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に 法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した 費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およ びあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出 した費用
- ⑤ 第10条 (当会社による解決) (2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した 費用
- ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の 費用
  - ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
  - イ. その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

# 第7条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額(注)を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条④から⑥までの費用は、同条 ①の損害賠償金の額が保険金額(注)を超える場合は、保険金額(注)の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

# (注) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。以下、この特約において同様とします。

# 第8条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までに掲げる事項を履行しなければなりません。
  - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの 事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて 30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知 すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなけれ ばなりません。
  - ② 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。
  - ③ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
  - ④ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講 ずること。
  - ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出 しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
  - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただ

ちに当会社に通知すること。

- ⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
  - ① (1)の①、②、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
  - ② (1)の③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
  - ③ (1)の④の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
  - ④ (1)の⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

# 第9条(当会社による援助)

当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

#### 第10条(当会社による解決)

- (1) 被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注1)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注2)を行います。
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
  - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合(注3)
  - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
  - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
  - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合
- (注1) 日本国内において発生した賠償事故 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除 きます。
- (注2) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

(注3) 保険金額を明らかに超える場合保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をい

#### 第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)

います。

- (1) 日本国内において発生した賠償事故(注1)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
  - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保 険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が 成立した場合
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保 険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する事由があった場合
    - ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
    - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権 被保険者が損害賠償請求 保険証券に免責金 者に対して負担する法律上 - 権者に対して既に支払っ - 額の記載がある場 = 損害賠償額 の損害賠償責任の額 た損害賠償金の額 合はその免責金額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時(注4)以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)および (6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使できるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
  - ① (2)④のア. またはイ. のいずれかに規定する事実があった場合
  - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
  - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、 書面による合意が成立した場合

- (注1) 日本国内において発生した賠償事故 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除 きます。
- (注2) 支払うべき保険金の額 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額 を差し引いた額とします。
- (注3) 法律上の損害賠償責任の総額 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額 を含みます。
- (注4) 保険金額を超えると認められる時 保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時を いいます。

# 第12条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、④については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
  - ① 保険金請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 当会社の定める事故状況報告書
  - ④ 公の機関が発行する交通事故証明書
  - ⑤ 損害を証明する書類
  - ⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
  - ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
  - ⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第 三者に委任する場合)
  - ⑨ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類 または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保 険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書 類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として 保険金を請求することができます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に 違反した場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

# (注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

#### (注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

# 第13条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、 損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由 としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する 損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払う べき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
  - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による 捜査・調査結果の照会(注3) 180日
  - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
  - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤ までの事項の確認のための調査 60日
  - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る べき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって 行うものとします。

- (注1) 請求完了日 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から⑤までに掲げる日数 ①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

# 第14条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
  - ① 損害賠償額の請求書
  - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
  - ③ 損害を証明する書類
  - ④ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
  - 飯保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
  - ⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠 として当会社が交付する書面等において定めるもの
- (2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の 書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合 は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当会社は、第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2)または(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から前条の規定を準用して損害賠償額を支払います。
- (5) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
  - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
  - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (6) (5)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

#### (注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の 親族にかぎります。

# 第15条(損害賠償請求権の行使期限)

第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次の①または②のいずれか に該当する場合は、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保 険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面 による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

# 第16条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第9条(当会社による援助)または第10条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が 被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額(注 1)の範囲内で、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
  - ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
  - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会 社の名による供託
  - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) (1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
  - ① 第7条(保険金の支払額)①および②のただし書
  - ② 第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2)のただし書
  - ③ 第11条(7)のただし書
- (4) (1)の供託金(注2)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注2)の限度で、(1) の当会社の名による供託金(注2)または貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第12条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

#### (注1) 保険金額

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第 11 条(損害賠償請求権者の直接 請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

# 第17条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行うものとします。
  - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が

- (1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保 険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う 場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

# (注) 保険金請求権

第6条(支払保険金の範囲)の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

# 第18条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
  - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
- この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
- 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### 第19条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
  - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合
    - 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に 移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第20条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条(保険金の支払額)に定める保険金額が増額されるものではありません。

#### 第21条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合 - その1)から第10条(他の身体の障害または疾病の影響)まで

- ② 第3章被害事故補償条項
- ③ 第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(1)の②および(4)、第17条(事故の通知)から第22条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)まで、第24条(代位)および第25条(死亡保険金受取人の変更)

# 第22条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故(注2)による傷害 または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
- ② 同条項第2条(告知義務)(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約の事故」
- ③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が生じた後に」
- ④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の 事故 |
- ⑤ 同条項第9条(重大事由による解除)の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約 の事故による損害」
- ⑥ 同条項第23条(時効)の規定中「第20条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは 「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」

# 第23条 (家族特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および同特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第1条(用語の定義)の表の本人の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

#### 第24条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合は、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および同特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合は、第1条(用語の定義)の表の本人の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する被保険者」とあるのは「家族特約(夫婦用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

# 第25条(家族特約(配偶者対象外用)が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者対象外用)が付帯された場合は、同特約 第2条(保険金を支払わない場合)および同特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用 しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者対象外用)が付帯された場合は、第1条(用語の定義)の表の本人の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する被保険者」とあるのは「家族特約(配偶者対象外用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

#### 第26条(交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

#### 第27条(自転車傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に自転車傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第 3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

# 第28条(重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(1)の ③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がな された場合は、同条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条(支払保険金の範囲)の①に規定する損害賠償金の損害

#### 第29条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規 定を準用します。

# 天災危険補償特約

# 第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合 - その1)(1)の⑩および⑫の規定にかかわらず、次の①または②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

# 第2条(保険金の支払時期)

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第4章基本条項第21条(保険金の支払時期)(2)のほか、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

# (注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第4章基本条項第20条(保険金の請求)(2)および(5)の規定による手続きを完了した日をいいます。

# 共同保険に関する特約

# 第1条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社(注)による共同保険契約であって、引受保険会社(注)は、保険 証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契 約上の権利を有し、義務を負います。

# (注) 引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

# 第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求 権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡 もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の 受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

# 第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

#### 第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

# 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

# 第1条 (戦争危険等免責の一部修正)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(注 | |)」

とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 | | ) 。ただし、テロ行為(注 | | )を除きます。

#### (注 | ) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと 連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 」 と読み替えて適用します。

## 第2条(この特約の解除)

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

#### (注) この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

# 第3条(特約解除の効力)

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

# 第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。